

丹波篠山市立丹南中学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめ防止対策のための学校方針

- (1) いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながらどの生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識に基づいて対応する。
- (2) 生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、いじめ対応チームを中心に学校全体で組織的に対応する。
- (3) いじめが発生した場合、いじめを受けた生徒の立場に立って、学校内だけでなく家庭、地域、関係機関と連携して、組織的にかつ迅速にこれに対処し、いじめの問題を克服することをめざす。
- (4) 生徒の豊かな人間性・社会性または規範意識が高揚するよう、人権教育、道徳教育をはじめとする教育活動を充実させる。
- (5) 校内研修等を充実させ、教職員がいじめを見抜く資質を向上させる。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置

ア いじめを防止し、生徒が安全に安心して学校生活を送れるように、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

- ア 校長、教頭、学年代表、生徒指導担当、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー他、校長が指名する職員によって構成する。
- イ 校長の判断により必要に応じて、学校外の心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者等を委員として委嘱する。
- ウ 学校外の委員の任期は、その年度内とする。

(3) いじめ対応チームの役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- イ いじめの対応に関する校内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る役割を担う。
- ウ いじめの相談・通報の窓口となる。
- エ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。
- カ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取組が計画通り進んでいるかの点検、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどいじめ防止の取組について検証の役割を担う。
- キ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割を担う。

3 いじめ未然防止のための取り組み

「いじめは、どの学校・どの学級にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に学校全体で取り組む。また、生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握し、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する。

取り組み	ねらい	具体的な内容(時期・回数等)
人権教育の充実	いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させ、生命の大切さや人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。	道徳・学活の活用 啓発活動(年間) ・人権だよりの発行 ・学年だよりの発行 人権(講話)集会(学期に1回) SCの活用 参観日(2回) 授業力の向上(校内研修) 追加 毎週木曜日を「人権学習の日」として設置する。
道徳教育の充実	未発達な考え方や道徳的判断力の低さ、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生する「いじめ」に対し、考え、議論する道徳の授業を通して、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。	授業研究 ・学年(授業毎) ・組織(2回) 道徳参観(オープンスクール) 日々の係活動
体験教育の充実	生徒が自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。	清掃活動 地域の行事への参加 ボランティア活動 キャリア教育
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を増やし、豊かな人間関係を築く。	係・当番活動(日常) 生徒会活動 学校行事 ・体育祭 ・文化祭 ・スキー学校(1年) ・トライやる・ウィーク(2年) ・修学旅行(3年)
生徒が自ら主体的に行う取組の充実	生徒が自分たちで考え実行する主体的な取り組みを通じて、いじめを許さない学級・学校づくりを推進する。	特別活動の活用 ・話し合い ・学年活動 生徒会ボランティア活動 部活動部長会(適時) 学校行事 ・体育祭 ・文化祭 ・スキー学校(1年) ・トライやる・ウィーク(2年) ・修学旅行(3年)
情報モラル教育の推進	情報社会における正しい判断や望ましい態度を育み、安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識を高める。	・情報モラル研修会 ・丹南中学校情報機器取り扱い宣言

4 いじめの早期発見のための取り組み

日頃から生徒との信頼関係を築き、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を高める。また、定期的にいじめ実態調査アンケートを実施するとともに、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、教職員全体で生徒の情報を共有しながら保護者、地域と連携を密にし、いじめの早期発見に取り組む。

取り組み	ねらい	具体的な内容(時期・回数等)
日々の観察	生徒たちと共に過ごす時間を積極的に設ける。また、自主学習ノート等を通して日頃から教師と生徒や保護者との信頼関係を築く。	自主学習ノートの活用 係活動(短学活の運営など) 授業等観察活動
教育相談 (学校カウンセリング)	日常生活の中での教師からの声かけなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境を作る。	教育相談週間(学期に1回以上) 保護者懇談会(2回) 家庭訪問(適時) S Cの活用
いじめ実態調査 アンケート	いじめの早期発見に向けて記名式で取り組む。 アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は、導要録との並びで保存期間を5年とする。	いじめアンケート(毎月)
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を増やし、豊かな人間関係を築く	係・当番活動(日常) 生徒会活動 学校行事
生徒が自ら主体的に行う取組の充実	生徒が自分たちで考え実行する主体的な取り組みを通じて、いじめを許さない学級・学校づくりを推進する。	特別活動の活用 生徒会ボランティア活動 学校行事

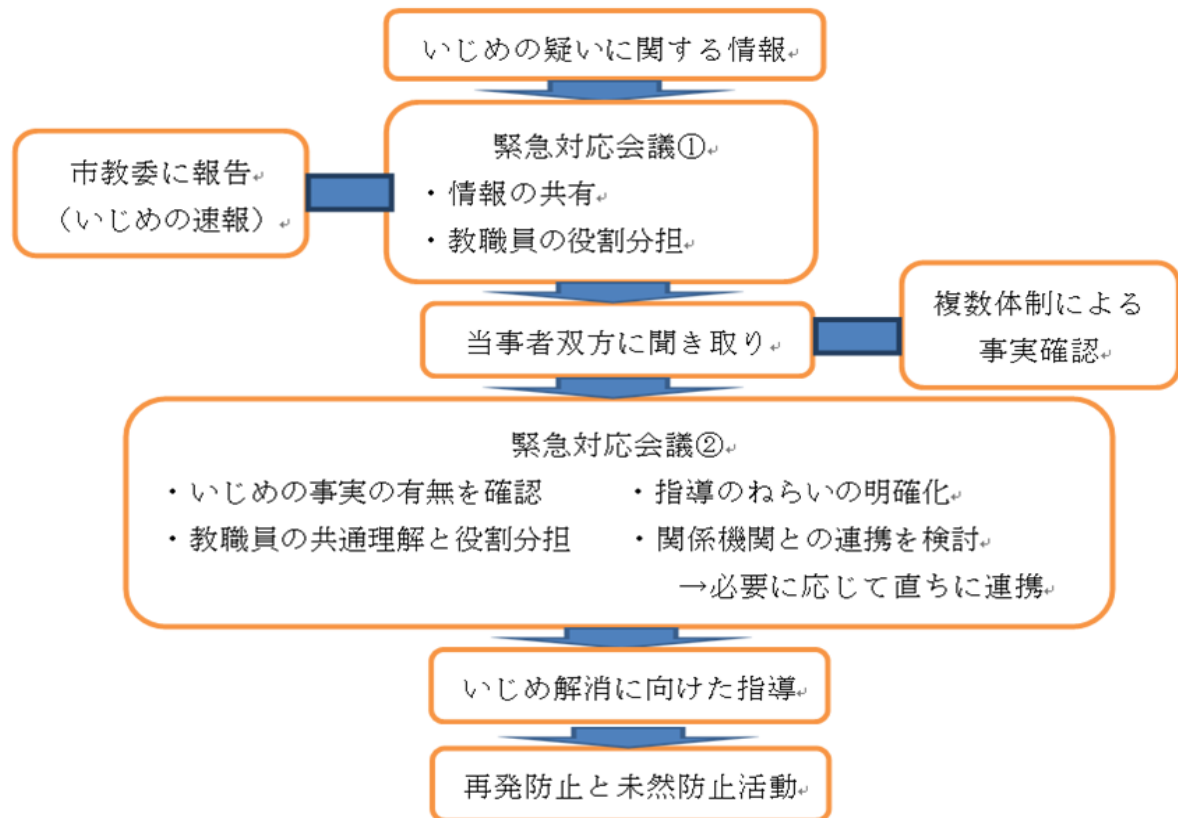
5 いじめの防止対策のための資質向上の取り組み

取り組み	ねらい	具体的な内容(時期・回数等)
人材育成	○いじめを見抜き、適切に対応(指導・支援)できる人材を育成する。	○学級経営研修会 ○学級観察活動 ○担任会(組織ワーク)
組織ワーク	○全教職員で生徒を見守り育てる実践力を高める。	○情報交換 ○各種委員会 ○同僚性と協働性を生かした支援と指導 ○複数担任制

6 いじめの早期対応の取り組み

いじめの早期発見が、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。そのため、教職員が生徒の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させるとともに、児童生徒との信頼関係を構築していくことで、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。また、いじめの兆候を発見したときに、問題を軽視することなく、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導が行えるよう、気づいた情報を確実に共有することで、早期に適切な対応を組織的に行えるように体制を整える。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた生徒に対して

○生徒に対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

イ いじめた生徒に対して

○生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

ウ 周りの生徒たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることであると理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合(少なくとも3か月を目安)でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、生活ノート、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。
- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくともいじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）といじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないことが満たされている状態のことをいう。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当期間：30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

①いじめ対応チームを重大事態の調査組織として、いじめ対応チームを母体とし、事態に応じた専門家を加えた組織を設置



②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



④調査結果を市教育委員会に報告



⑤調査結果をふまえた必要な措置の実施